



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)

号外第91号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例(46)(市町村振興課)..... 3
	社会福祉法人の助成に関する条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例(47)(福祉保健課)..... 6
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(48)(住宅環境課)..... 7
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(49)(都市計画課)..... 9
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例(50)(警察本部生活安全企画課).....10
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(51)(審査課).....11
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(52)().....12

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県市町村合併支援交付金(以下「合併支援交付金」という。)の交付対象となる市町村の合併の期限を平成22年3月31日(現行 平成17年3月31日)とすることとした。(第2条関係)
- 2 合併支援交付金の交付対象となる事業を次の事業とすることとした。(第3条関係)
 - (1) 合併関係市町村に交付する場合
 - ア 次に掲げる事業のうち、市町村の合併に伴って必要になると見込まれるもの又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために必要になると見込まれるもののいずれかに該当すると知事が認めるもの
 - (ア) 地域における文化の継承のための事業
 - (イ) 地域の歴史資料の保存のための事業
 - (ウ) 公民館の活動その他の地域的な共同活動の支援のための事業
 - (エ) 地域の活力の向上に資する文化芸術又はスポーツの振興のための事業
 - (オ) 観光に関する情報その他の情報の発信のための事業
 - (カ) 情報通信基盤の整備のための事業
 - (キ) 情報処理システムの整備のための事業
 - (ク) 図書館の整備(建物の新築を伴うものを除く。)その他図書館の機能の充実のための事業
 - (ケ) 交通機関(自動車を使用して人を運送する事業に係るものに限る。)の整備のための事業
 - イ アに定めるもののほか、市町村の合併に伴って特に必要になると見込まれる事業又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために特に必要になると見込まれる事業のいずれかに該当すると知事が認める事業
 - ウ 市町村の合併の迅速かつ円滑な推進を図るために必要であると知事が認める事業
 - (2) 合併市町村に交付する場合
 - ア 市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間(当該期間が平成22年3月31日

以降にわたる場合にあつては、同日までの間)に、市町村建設計画に基づいて行われる(1)のアの(ア)から(ケ)までに掲げる事業のうち、市町村の合併に伴って必要になるもの又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために必要があるもののいずれかに該当すると知事が認めるものイ アに定めるもののほか、市町村の合併に伴って特に必要になる事業又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために特に必要がある事業のいずれかに該当すると知事が認める事業

3 合併市町村のうち平成17年4月1日以後の合併に係るもの(以下「特例合併市町村」という。)及び合併関係市町村のうち同年3月31日までに合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるもの以外のものに対する合併交付金の交付に係る交付率を3分の1とすることとした。(第4条関係)

4 一の特例合併市町村及び市町村の合併によりその区域の全部又は一部が当該特例合併市町村の区域の一部となる市町村に対する各年度の合併交付金の交付額の合計額は、知事が別に定める額を限度とすることとした。(第4条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

社会福祉法人の助成に関する条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

1 次に掲げる条例について、独立行政法人福祉医療機構法の施行に伴う所要の改正を行うこととした。

(1) 社会福祉法人の助成に関する条例

(2) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例

2 この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 優先入居の対象者を入居させることができる県営住宅を知事が指定する県営住宅に限定する制度を廃止することとした。(第7条関係)

2 緑が丘団地を廃止することとした。(別表第1、別表第2関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 風致地区内において開発行為等を行おうとする際に許可を要しない団体について、次のとおり改めることとした。(第2条関係)

(1) 緑資源公団、水資源開発公団、簡易保険福祉事業団及び日本鉄道建設公団を削ること。

(2) 独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、日本郵政公社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を加えること。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。ただし、1のうち簡易保険福祉事業団を削る部分及び日本郵政公社を加える部分は、公布の日から施行することとした。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定に係る手数料の額を1件につき17,000円と定めることとした。(第2条関係)

2 この条例は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 貸付金の返還に係る債務の免除をすることができる貸付金の種類に特例児童扶養資金を加えることとし、その免除の条件及び範囲を次のとおり定めることとした。

免除の条件	免除の範囲
1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年）の所得が児童扶養手当の全額支給基準額未満であるとき。	債務の一部
2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができるものと認められる場合を除く。）	

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新に係る手数料の額を1件につき3,400円と定めることとした。（第2条関係）
- 2 登録鳥獣に係る登録票の再交付に係る手数料の額を1件につき3,400円と定めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村合併支援交付金条例（平成13年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動表細目に対応する移動後表細目が存在しない場合には、当該移動表細目（以下「削除表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び削除表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の

表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「合併市町村」とは、合併特例法第2条第2項に規定する合併市町村のうち、この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間における市町村の合併に係るものをいう。</p> <p>3 この条例において「合併関係市町村」とは、合併特例法の規定に基づき設置される合併協議会(以下「合併協議会」という。)を構成する市町村(平成22年3月31日までに当該合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるものに限る。)をいう。</p> <p>(合併交付金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる事業(県から交付される補助金その他の給付金(この条例の規定に基づいて交付されるものを除く。)を財源とする事業を除く。以下「対象事業」という。)を行う同表の右欄に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で合併交付金を交付する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「合併市町村」とは、合併特例法第2条第2項に規定する合併市町村のうち、この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における市町村の合併に係るものをいう。</p> <p>3 この条例において「合併関係市町村」とは、合併特例法の規定に基づき設置される合併協議会を構成する市町村(平成17年3月31日までに当該合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるものに限る。)をいう。</p> <p>(合併交付金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる事業(県から交付される補助金その他の給付金(この条例の規定に基づいて交付されるものを除く。)を財源とする事業を除く。以下「対象事業」という。)を行う同表の右欄に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で合併交付金を交付する。</p>
<p>(1) 次に掲げる事業のうち、市町村の合併に伴って必要になると見込まれるもの又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために必要になると見込まれるもののいずれかに該当すると知事が認めるもの</p> <p>ア 地域における文化の継承のための事業</p> <p>イ 地域の歴史資料の保存のための事業</p> <p>ウ 公民館の活動その他の地域的な共同活動の支援のための事業</p> <p>エ 地域の活力の向上に資する文化芸術又はスポーツの振興のための事業</p> <p>オ 観光に関する情報その他の情報の発信のための事業</p> <p>カ 情報通信基盤の整備のための事業</p> <p>キ 情報処理システムの整備のための事業</p>	<p>(1) 市町村の合併の迅速かつ円滑な推進を図るために必要であると知事が認める事業</p>

ク 図書館の整備（建物の新築を伴うものを除く。）その他図書館の機能の充実のための事業
 ケ 交通機関（自動車を使用して人を運送する事業に係るものに限る。）の整備のための事業

（2）前号に定めるもののほか、市町村の合併に伴って特に必要になると見込まれる事業又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために特に必要になると見込まれる事業のいずれかに該当すると知事が認める事業

（3）市町村の合併の迅速かつ円滑な推進を図るために必要であると知事が認める事業

（4）市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間（当該期間が平成22年3月31日以降にわたる場合にあっては、同日までの間）に、合併特例法第3条第1項に規定する市町村建設計画に基づいて行われる第1号アからケまでに掲げる事業のうち、市町村の合併に伴って必要になるもの又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために必要があるもののいずれかに該当すると知事が認めるもの

合併市町村

（5）前号に定めるもののほか、市町村の合併に伴って特に必要になる事業又は合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進等を図るために特に必要である事業のいずれかに該当すると知事が認める事業

2 略

（合併交付金の額）

第4条 略

2 略

（2）市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間、合併特例法第3条第1項に規定する市町村建設計画に基づいて行われる次に掲げる事業

合併市町村

ア 市町村の合併に伴って必要になるものとして知事が認める事業

イ 合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進、広域的な振興開発等を図るために必要であると知事が認める事業

2 略

（合併交付金の額）

第4条 略

2 略

- 3 合併市町村のうち平成17年4月1日以後の合併に係るもの(以下「特例合併市町村」という。)及び合併関係市町村のうち同年3月31日までに合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるもの以外のもの(以下「特例合併関係市町村」という。)に対する合併交付金に係る第1項の規定の適用については、同項の表右欄中「1/2」とあるのは、「1/3」とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一の特例合併市町村及び当該特例合併市町村に係る合併特例法第2条第3項に規定する合併関係市町村に対する各年度の合併交付金の交付額の合計額は、知事が別に定める額を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村合併支援交付金条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定する新条例第1条に規定する合併交付金について適用し、同日前に交付決定した改正前の鳥取県市町村合併支援交付金条例第1条に規定する合併交付金については、なお従前の例による。

社会福祉法人の助成に関する条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第47号

社会福祉法人の助成に関する条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

(社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

第1条 社会福祉法人の助成に関する条例(昭和34年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請手続)</p> <p>第2条 法人が助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 別に国、地方公共団体、<u>独立行政法人福祉医療機構</u>その他の者から助成若しくは寄附を受け、又は受けようとする場合には、その助成又は寄附の程度</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第2条 法人が助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 別に国、地方公共団体、<u>社会福祉・医療事業団</u>その他の者から助成若しくは寄付を受け、又は受けようとする場合には、その助成又は寄付の程度を記</p>

を記載した書類
(4)及び(5) 略

載した書類
(4)及び(5) 略

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、<u>独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)</u>第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度で、地方公共団体が<u>独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)</u>と同条第3項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結して行うものをいう。</p> <p>(掛金の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 掛金の額は、<u>法第12条第3項</u>に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに、変更すべきものとする。</p> <p>(年金等の支給制限)</p> <p>第15条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、<u>県が機構</u>から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支払を受けることができなかつたときは、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、年金の全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、<u>県が機構</u>から当該加入者に係る<u>甲慰金</u>給付保険金の支払を受けることができなかつたときは、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>甲慰金</u>を支給しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、<u>社会福祉・医療事業団法(昭和59年法律第75号。以下「法」という。)</u>第21条第2項に規定する心身障害者扶養共済制度で、地方公共団体が<u>社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)</u>と同条第3項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結して行うものをいう。</p> <p>(掛金の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 掛金の額は、<u>法第21条第3項</u>に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに、変更すべきものとする。</p> <p>(年金等の支給制限)</p> <p>第15条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、<u>県が事業団</u>から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支払を受けることができなかつたときは、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、年金の全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、<u>県が事業団</u>から当該加入者に係る<u>甲慰金</u>給付保険金の支払を受けることができなかつたときは、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>甲慰金</u>を支給しない。</p>

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第48号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者</p> <p>(2) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者</p> <p>(3) 5人以上の世帯を構成する者</p> <p>(4) 引揚者</p> <p>(5) 老人で知事が定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 障害者で知事が定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）</p> <p>(7) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がある者</p> <p>(8) 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの</p> <p>(9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">智頭第1団地</td> <td style="text-align: center;">八頭郡智頭町大字智頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地</td> <td style="text-align: center;">智頭町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭	略		名 称	委 託 先	略		智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町	略		<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、<u>知事が指定した</u>県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者</p> <p>(2) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者</p> <p>(3) 5人以上の世帯を構成する者</p> <p>(4) 引揚者</p> <p>(5) 老人で知事が定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 障害者で知事が定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）</p> <p>(7) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がある者</p> <p>(8) 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの</p> <p>(9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緑が丘団地</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">八頭郡智頭町大字智頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">智頭第1団地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緑が丘団地 智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地</td> <td style="text-align: center;">智頭町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		緑が丘団地	八頭郡智頭町大字智頭	智頭第1団地	略		名 称	委 託 先	略		緑が丘団地 智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町	略	
名 称	位 置																																	
略																																		
智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭																																	
略																																		
名 称	委 託 先																																	
略																																		
智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町																																	
略																																		
名 称	位 置																																	
略																																		
緑が丘団地	八頭郡智頭町大字智頭																																	
智頭第1団地																																		
略																																		
名 称	委 託 先																																	
略																																		
緑が丘団地 智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町																																	
略																																		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第49号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（行為の制限）</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>（1）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転</p> <p>（2）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>（3）水面の埋立て又は干拓</p> <p>（4）木竹の伐採</p> <p>（5）土石の類の採取</p> <p>（6）建築物等の色彩の変更</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）都市基盤整備公団</p> <p>（2）独立行政法人緑資源機構</p> <p>（3）日本道路公団</p> <p>（4）労働福祉事業団</p> <p>（5）雇用・能力開発機構</p> <p>（6）独立行政法人水資源機構</p> <p>（7）日本郵政公社</p> <p>（8）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>（9）環境事業団</p> <p>（10）中小企業総合事業団</p> <p>（11）鳥取県住宅供給公社</p> <p>3 別表第2に掲げる行為については、第1項の規定に</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第2条 風致地区内において、<u>次の各号</u>に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>（1）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転</p> <p>（2）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>（3）水面の埋立て又は干拓</p> <p>（4）木竹の伐採</p> <p>（5）土石の類の採取</p> <p>（6）建築物等の色彩の変更</p> <p>2 国又は県の機関（<u>次の各号</u>に掲げる公団等を含む。以下本項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）都市基盤整備公団</p> <p>（2）<u>緑資源公団</u></p> <p>（3）日本道路公団</p> <p>（4）労働福祉事業団</p> <p>（5）雇用・能力開発機構</p> <p>（6）<u>水資源開発公団</u></p> <p>（7）<u>簡易保険福祉事業団</u></p> <p>（8）<u>日本鉄道建設公団</u></p> <p>（9）環境事業団</p> <p>（10）中小企業総合事業団</p> <p>（11）鳥取県住宅供給公社</p> <p>3 別表第2に掲げる行為については、第1項の規定に</p>

よる許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

別表第2(第2条関係)

1~7 略

8 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号までに掲げる業務(同項第2号及び第3号に掲げる業務にあつては、同法第2条第2項に規定する水資源開発施設に係るものに限る。)に係る行為(第1号に掲げるものを除く。)

9~25 略

26 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為

27~35 略

よる許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

別表第2(第2条関係)

1~7 略

8 水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第18条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第1号に掲げるものを除く。)

9~25 略

26 日本鉄道建設公団が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為

27~35 略

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項第7号の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第50号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(63) 略</p> <p><u>(63の2) 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあわせん業に係る業務の実施の方法の認定 1件につき17,000円</u></p> <p>(64)~(68) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(63) 略</p> <p>(64)~(68) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の施行の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第51号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		貸付金の種類		免除の条件	
略				略			
専修学校等奨学資金	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。）、</p>	債務の全部又は一部	専修学校等奨学資金	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。）、</p>	債務の全部又は一部
	<p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号） 附則第4条第</p>	<p>1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下この項において「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までであ</p>					

特 例 児 童 扶 養 資 金	1項に規定する特例児童扶養資金	る場合にあつては、償還日の属する年の前々年の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第1項に規定する額未満であるとき。	債務の一部			
		2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）				
略				略		

備考 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(233) 略 <u>(233の2) 鳥獣保護法第19条第5項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新 1件につき3,400円</u> <u>(233の3) 鳥獣保護法第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付 1件につき3,400円</u> (234)~(323) 略 2 略</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(233) 略 (234)~(323) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

